

税理士の久保です。情報マガジン5月号をお届けします。

Subject: 税理士の久保です。情報マガジン5月号をお届けします。

From: 久保 博 <hrokubo@kaikai-k.com>

Date: 2025/05/24 11:45

To: hrokubo@kaikai-k.com

2025.05.24



久保 博

久保会計・税務事務所「メールマガジン」

久保 博様

こんにちは。久保会計・税務事務所の久保博です。

マガジン令和7年5月号をお届けします。

いつもメルマガをお読みいただきありがとうございます。

春の季節を楽しむゆとりがないように一気に30度近い

気温になりました。これからは、春と秋のない「二季」

のようですね。

今月は2ページの「財産目録で見える化を。家族を守る

相続準備」と4ページの「不動産相続でもめないためにも

早い段階から対策を検討しよう」を是非参考にしてください。

特に不動産がある場合はだれに相続させるのかについて

事前に検討して遺言を残しておくことは争族を避けるうえで

重要なことだと思います。

ただ、今月は税務の情報誌上で「今年の夏から相続税の
税務調査にA Iが導入される」という記事が気になったので
少し触れさせていただきます。A Iの導入はすでに所得税と
法人税の調査では導入されていましたが、記事によると
調査先の選定に先立ち申告漏れや脱税の可能性が
見込まれる「高リスク納税者」をA Iが分析・抽出する
という。具体的には相続税の申告書や過去に提出された
「財産債務調書」「国外送金等調書」「国外財産調書」
などの各種調書をA Iが分析し、申告漏れの可能性を
「採点・スコア化」し、調査先の選定に繋げるという。
また、これに加えて、「生命保険の払調書」「金地金を
売却した際の支払調書」さらには過去の申告漏れ事例など
をA Iに読み込ませて調査先の分析・選定に活用する
という。従って、これまで以上に調査上の数字の齟齬や矛盾に
対して、容赦ないA Iの突っ込みが入ることは覚悟しなく
てはなりませんが、A Iという用語に踊らされずに、
従来通り脱税などの不正をしない申告に心がけていれば、
税務調査は怖くありません。

マガジン5月号で気になる内容、また、不明点等あれば、
お気軽にいつでも何でもお電話かメールでお問合せください。
お問い合わせの際には下記まで直接ご連絡ください。

E-mail : hrokubo@kaikei-k.com

携帯電話 : 080-5686-1211





いつでもどこでもお気軽にご相談ください!

今月の相続とお金の情報マガジン



相続とお金の情報マガジン：2025年5月号

- ◆ **数字で見る相続**
令和7年の地価公示
4年連続上昇率拡大
- ◆ **資産安心コラム**
財産目録で見える化を
家族を守る相続準備
- ◆ **暮らしとお金の教養講座**
教育資金の一括贈与制度で
最大1,500万円までが非課税に
- ◆ **相続・贈与の基礎知識**
不動産相続で揉めないためにも
早い段階から対策を検討しよう

WEBマガジン

久保会計・税務事務所

〒141-0022 東京都品川区東五反田1-10-7 アイオス五反田705
電話番号 080-5686-1211 (代表)
FAX番号 03-6432-5713

メルマガの解除